

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者に対する命令	
根 拠 と なる 法律・条例等名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	
条 項	第20条第3項、第90条第3項	
所 管 課	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 理由：処分の性質上、個々の事案について個別的な判断をせざるを得ないものであって、法令に定める以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。
	設定等年月日	令和8年4月1日設定
備 考		